

産業廃棄物収集運搬業許可証

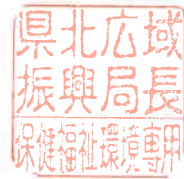
住所 岩手県二戸市石切所字馬作目8番地1

氏名 有限会社リサイクルセンター二戸

代表取締役 藤原 秀美
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 坊良 英樹



許可の年月日 令和 5年 5月13日

許可の有効年月日 令和10年 5月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・動物のふん尿

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

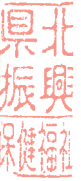
有

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

(以下、裏面記載)



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年 5月13日 当初許可
- 平成15年 5月 7日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類を追加したこと。）
- 平成15年 5月13日 更新許可
- 平成16年 7月13日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に汚泥、動植物性残さを追加したこと。）
- 平成18年 7月 6日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の積替え・保管を追加したこと。）
- 平成20年 5月13日 更新許可
- 平成25年 5月13日 更新許可
- 平成28年10月 6日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと）
- 平成29年 6月19日 変更届出書受理
 - (1) 本店所在地を岩手県二戸市福岡字八幡平21番地22から変更したこと。
 - (2) 代表者を佐々木貞次郎から変更したこと。
- 平成30年 5月13日 更新許可
- 令和 元年 6月 4日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に動物系固形不要物、動物のふん尿を追加したこと。）
- 令和 5年 5月13日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字高家第12地割字取揚岸22番7

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	6.87	8.04	1.60	建屋内（床面コンクリート）、コンテナ保管
木くず	—	6.87	8.04	1.60	建屋内（床面コンクリート）、コンテナ保管
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	6.87	8.04	5.63	屋外（床面コンクリート）、コンテナ保管
がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	—	6.87	8.04	12.06	屋外（床面コンクリート）、コンテナ保管
廃石膏ボード	—	6.87	8.04	1.60	建屋内、コンテナ保管

以下余白